

税制上の優遇措置

島根大学

● 所得税の寄附金控除

島根大学に対する寄附金については、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金(所得税法第78条第2項第2号)として財務大臣から指定されています。したがって、ご寄附いただいた寄附金は、下記の基準により所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

所得控除
$$\boxed{\text{【総所得金額} - (\text{寄附金合計額} - 2,000\text{円})\text{】} \times \text{税率} = \text{所得税額}}$$

※2,000円を超える寄附金が控除対象であり、寄附金合計額は総所得金額等の40%が上限です。

参考 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/users/kojin/08.htm>

● 個人住民税の寄附金税額控除

自治体それぞれの判断で県民税・市町村民税から税額控除ができる制度により、本学への寄附についても島根県内在住の個人の方であれば個人住民税の控除を受けられます。

1. 税額控除手続について

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。(所得税の確定申告を行う方は市町村に対する住民税の控除申告は不要です。)
- ② 所得税の確定申告書は行わず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の島根県内の市町村に対する簡易な申告によることができます。
- ③ 申告に当たっては、同封しております寄附金領収書が必要です。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に寄附者が転居した場合、転居先の自治体において本学に対する寄附金が条例指定されていなければ、住民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。
- ⑤ 寄附時点の住所地の自治体が本学に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に本学に対する寄附金を条例指定している自治体の区域内に転居した場合は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

2. 市町村別の控除対象及び控除額の算定方法等については、裏面「市町村別住民税寄附金控除対象一覧表」をご覧ください。

◇市町村別住民税寄附金控除対象一覧表

島根県内に居住する個人の方が島根大学に寄附をされた場合、下記のとおり税額控除の対象となります。

寄附者の方のお 住まいの市町村		県民税	市町村民税	住民税担当課
指定している市町村 本学への寄附金を控除対象寄附金に	松江市	○	○ (松江キャンパスの業務に充てるもののみ)	0852-55-5151
	出雲市	○	○ (出雲キャンパスの業務に充てるもののみ)	0853-21-6770
	大田市	○	○ (生物資源科学部附属生物資源教育研究センター三瓶演習林の業務に充てるもののみ)	0854-83-8022
	浜田市	○	○	0855-25-9232
	雲南市	○	○	0854-40-1034
	飯南町	○	○	0854-76-2213
	美郷町	○	○	0855-75-1213
	隠岐の島町	○	○	08512-2-8574
上記以外の 島根県内市町村		○	×	

1) 住民税控除額の算定方法

$$\text{控除額} = (\text{寄附金合計額} - 2,000\text{円}) \times (4\% \text{【県民税】} + 6\% \text{【市町村民税】})$$

※本学への寄附金を控除対象寄附金に指定していない市町村は、県民税（４％）のみが控除となります。

※2,000円を超える寄附金が控除対象であり、寄附金合計額は総所得金額等の30%が上限です。

2) 本制度において、個人寄附者の名簿を島根県内各市町村へ提出させていただきますので、ご了承ください。

3) 参考 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

● 確定申告等に関するお問い合わせ先

所得税の確定申告については所轄の税務署、市区町村への申告の詳細については、各市町村の住民税担当課へお問い合わせください。

国立大学法人島根大学 財務部 経理・調達課

Tel : 0852-32-6058, 6634 Fax : 0852-32-6038

〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060